

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社中央技術コンサルタンツ
法人番号 : 5011101013001
業者の住所 : 東京都新宿区西新宿 8 - 5 - 1

2 指名停止の期間

- ① 令和 7 年 11 月 10 日～令和 8 年 2 月 9 日（3 か月）
- ② 令和 7 年 11 月 10 日～令和 8 年 1 月 9 日（2 か月）

3 指名停止の措置対象地区

- ① 東北地区
- ② 北海道地区、関東甲信地区、北陸地区、中部地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州沖縄地区

4 事実概要

株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 21 日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年 8 月 8 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年 8 月 20 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 8 号（下記参照）に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においては発生地区に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 発生地区を対象として 2 か月以上 12 か月以内 発生外地区を対象として 1 か月以上 12 か月以内
9～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)